

業務委託契約基準約款

公益財団法人さいたま市産業創造財団業務委託契約基準約款

(総則)

- 第1条** 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、契約書記載の業務の委託契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等を含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、甲は、その委託代金を支払うものとする。
- 3 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 6 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 9 第1項の設計図書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して定める。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条** 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、契約の目的物（以下「成果物」という。）、未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 甲は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたりその内容等を変更することができる。

(一括再委託等の禁止)

- 第3条** 乙は、業務の全部を一括して、又は甲が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、前項の主たる部分のほか、甲が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときには、あらかじめ

め、甲の承諾を得なければならない。ただし、甲が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

- 4 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（現場責任者及び技術管理者）

第4条 乙は、業務施行上必要な場合において、現場責任者及び技術管理者又はそのいずれかを定めたときは、書面を持って甲に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

- 2 現場責任者は、業務の現場に常駐し、業務の履行に関し指揮監督しなければならない。
- 3 技術管理者は、業務の履行の技術上の管理をつかさどらなければならない。
- 4 現場責任者及び技術管理者は、これを兼ねることができる。
- 5 他の法令等により当該業務に関し、技術上の管理をつかさどる資格が要求される場合には、現場責任者又は技術管理者は、当該資格者でなければならない。

（業務の調査等）

第5条 甲は、必要と認めるときは、乙に対し業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更、中止等）

第6条 甲は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲乙協議して書面をもって定める。
- 3 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

（履行期限の延長）

第7条 乙は、その責に帰することができない事由により、履行期限までに業務を完了できないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なくその事由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲乙協議して定める。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第8条 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰する事由に

よる場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第9条 乙の責に帰すべき事由により履行期限内に業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、業務委託料から第23条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額とする。ただし、損害金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しない。

3 甲の責に帰すべき事由により、第12条第2項(第23条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払が遅れた場合において、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(検査及び引き渡し)

第10条 乙は、業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果、不合格となり補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については、前項を準用する。

4 乙は、検査に合格した場合、遅滞なく成果物を甲に引き渡さなければならない。

(権利の帰属)

第11条 この成果物に係る一切の権利は、甲に帰属する。

(業務委託料の支払い)

第12条 乙は、第10条の規定による検査に合格したときは、甲に対して業務委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の支払い請求があったときは、請求を受けた日から起算して30日以内に支払わなければならない。

3 前2項の業務委託料の支払方法について、当該業務を時間又は回数で分割することが可能な業務の場合において、業務上必要なときは、甲乙協議して別紙によりこれを定めることができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は次の各号の一に該当するときは、委託契約を解除することができる。

- (1) 乙に委託契約の締結に関して不正行為があったとき。
- (2) 乙の責に帰すべき事由により、履行期限内に業務が完了しないとき、又は完了見込みがないとき。
- (3) 乙が委託契約に違反したとき。
- (4) 乙が破産の申立をしたとき。
- (5) 乙が契約の解除を申し出て、甲がやむを得ないと認めたとき。

(乙の解除権)

第14条 乙は、甲の責に帰すべき事由により履行期限内に業務を完了することが不可能となったときは、委託契約を解除することができる。

(秘密の保持等)

第15条 乙は、委託業務の実施上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 乙は、成果物（委託業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(条件変更等)

第16条 乙は、業務を行うに当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 施行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施行条件と実際の施行条件が相違すること。
 - (5) 設計図書に明示されていない施行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 甲は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、甲は、設計図書の変更又は訂正を行わなければならない。

- 5 前項の規定により設計図書の変更又は訂正が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(著作権の譲渡等)

第17条 乙は、成果物（第23条第1項の規定により準用される第10条に規定する指定部分に係る成果物及び第23条第2項の規定により準用される第10条に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下本条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下本条において「著作物」という。）に該当する場合には、原則として、当該著作物に係る乙の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡する。

- 2 甲は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 乙は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第15条の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 5 甲は、乙が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(特許権等の使用)

第18条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下本条において「特許権等」という。）の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその施行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(貸与品等)

第 19 条 甲が乙に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 乙は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以内に、甲に借用書又は受領書を提出しなければならない。

3 乙は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 乙は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を甲に返還しなければならない。

5 乙は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（業務に係る乙の提案）

第 20 条 乙は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を乙に通知するものとする。

3 甲は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

（甲の請求による履行期間の短縮等）

第 21 条 甲は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を乙に請求することができる。

2 甲は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、乙に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 甲は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（臨機の措置）

第 22 条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ、甲の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、乙は、そのとった措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。

ない。

- 3 甲は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。

(部分引渡し)

第23条 成果物について、甲が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下本条において「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときは、第10条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、第12条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完成し、かつ、可分なものであるときは、甲は、当該部分について、乙の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第10条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、第12条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 3 前2項において準用する第12条第1項の規定により乙が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、甲乙協議して定める。ただし、甲が、前2項において準用する第12条第1項の規定による請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(契約不適合責任)

第24条 甲は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があることが発見されたときは、乙に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項において乙が負うべき責任は、第10条第2項（第23条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
- 3 第1項の規定による契約不適合の修補又は損害賠償の請求は、第10条第4項（第23条第1項又は第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。ただし、その契約不適合が乙の

故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。

4 甲は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合の修補又は損害賠償を請求することはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

5 第1項の規定は、成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(解除の効果)

第25条 第13条及び第14条の規定により契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する甲及び乙の義務は消滅する。ただし、第23条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、第13条及び第14条の規定により契約が解除された場合において、乙が既に業務を完了した部分（第23条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下本条において「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下本条において「既履行部分委託料」という。）を乙に支払わなければならない。

3 前項の既履行部分委託料は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

4 第13条の規定により契約が解除された場合において、乙は、業務委託料の10分の1に相応する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

5 第14条の規定により契約が解除された場合において、甲は、乙に及ぼした損害を賠償しなければならない。ただし、その金額及び支払い期限は、甲乙協議して定める。

(保険)

第26条 乙は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。

(紛争の解決)

第27条 この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに、甲が定めたものに乙が不服がある場合その他契約に関して甲乙間に紛争を生

じた場合には、民事調停法（昭和 26 年法律第 222 号）に基づく調停によりその解決を図る。

- 2 甲又は乙は、前項に規定する調停の手続きを経た後でなければ、同項の甲乙間の紛争について民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）に基づく訴えの提起をすることができない。

（個人情報の保護）

第 28 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（補則）

第 29 条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

個人情報取扱特記事項

（基本事項）

第1 この契約により、公益財団法人さいたま市産業創造財団（以下「甲」という。）から事務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（秘密保持）

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（厳重な保管及び搬送）

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

（再委託の禁止）

第4 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

（委託目的以外の利用等の禁止）

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

2 乙は、原契約の履行のため、個人情報を複写又は複製する必要がある場合は、事前に、甲に対し、その範囲・数量等を甲が指示する事項を書面により通知し、甲の承認を得なければならない。

（事故発生時の報告義務）

第7 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、その指示に従わなければならない。この

契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第 8 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、甲の指示に従い、甲から提供を受けた個人情報及びその複製物並びに複写物のすべてを速やかに甲に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

2 乙は、前項の処分を行った場合には、速やかに、甲に対してその報告書を発行しなければならない。

(教育)

第 9 乙は、所定の担当者に対し、本契約に定める事項を十分に説明し、秘密保持義務を遵守するよう教育を施し、当該担当者との間で秘密保持契約を締結する等、これを担保するための策を講じなければならない。

(個人情報の取扱状況の報告及び監査の受入)

第 10 乙は、甲に対し、個人情報の取扱状況について、甲の指示により定期的に報告を行わなければならない。

2 甲は、事前に通知することなく、乙の個人情報の取扱状況について監査を行うことができる。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第 11 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(その他)

第 12 乙は、前第 1 から第 11 に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(注) 個人情報の取扱いを伴う事務の委託の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略するものとする。

別 紙

1 公益財団法人さいたま市産業創造財団業務委託契約基準約款第12条第3項の契約金額の支払方法については、(毎月・一括・ 回)にて行うこととし、その金額については、以下のとおりとする。

回数	請求区分	請求予定額
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		

2 1の場合における各回の業務履行の確認等については、第10条の規定を準用する。